

夏季短縮授業期間における学校給食の改善を求める決議の件

上記決議案を次のとおり西宮市議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和2年7月9日提出

提出者	西宮市議会議員	八代毅利
	〃	一色風子
	〃	江良健太郎
	〃	大川原成彦
	〃	菅野雅一
	〃	坂上明
	〃	田中あきよ
	〃	ひぐち光冬

## 夏季短縮授業期間における学校給食の改善を求める決議（案）

今春の新型コロナウイルス感染症対策にかかる臨時休業の影響により、西宮市立小・中学校及び義務教育学校、特別支援学校では、夏季休業期間を短縮し、授業日が午前中授業としてそれぞれ設定されている。

そして、子供たちや教職員等は夏休み返上で教育活動に取り組む一方で、この間、小学校及び義務教育学校前期課程では、選択制の簡易給食、中学校及び義務教育学校後期課程、特別支援学校では、給食は実施されないという方針が教育委員会より示されてきた。

その理由として、主に午前中授業であること、及び、短縮前の夏季休業期間中に予定されている給食調理室の工事及び備品の入替えにより使用できないことを挙げている。しかし、近隣では、夏休み短縮期間中も通常の給食を実施する自治体が多く、西宮市の対応は異例であった。

我々は、小学校及び義務教育学校前期課程において、一律に給食なしとしなかったことは一定の評価をしているものの、当初予定されていた簡易給食ではエネルギーも栄養も学校給食としての基準を大きく下回っており、食育の観点からも好ましくないと考える。学校ごとの対応や、おかずの外注、家庭科室の利活用など、工夫も提案してきたところである。

こうした議論を経て、7月3日開催の教育こども常任委員会では所管事務調査として本件が議題に取り上げられ、西宮市教育委員会の報告並びに質疑が行われ、教育委員会からは引き続き検討を重ね、改善に向け努める旨表明された。

よって、西宮市教育委員会におかれては、現環境下での工夫により、子供たちに栄養のバランスがとれた給食を提供する改善を着実に実施する事を求めると同時に、西宮市当局が一丸となって本件の推進に当たる様、求めるところである。

以上、決議する。

令和2年7月 日

西 宮 市 議 会